

ボランティア・アクションの未来 —障害者福祉政策における社会起業家の視点から—

竹 端 寛

(山梨学院大学)

【要約】

本稿ではボランティア・アクションの未来を検討する為に、障害福祉政策における一人の社会起業家の足跡を振り返った。ベンクト・ニリエはノーマライゼーションの原理を成文化し、当時の世界中の障害者福祉政策にパラダイムシフトをもたらした実践家である。当時、入所施設での処遇が「ノーマル」と言われ、それ以外の支援方策が考えられていなかった＜制度の未成熟＞状態であった。その実態を変える為に、彼は現場に何度も足を運び、その中で問題の本質を洞察し、一般市民の「ノーマル」な生活と対比するというノーマライゼーション原理の本質を思い付き、それを人々の前で語る中で結晶化し、やがて8つの原理というプロトタイプを作り、世界中に広めていった。このプロセスを複雑系モデルやU理論で再解釈することにより、社会変革をもたらした社会起業家の実践として捉えることが出来る。彼の実践の再解釈を通じて、今日の＜制度の未成熟＞に立ち向かうボランティア・アクションの未来とはどのようなものであるべきか、のヒントを掴む事が出来た。

【キーワード】

ボランティア・アクション、社会起業家、ノーマライゼーション、複雑系、U理論

I. ボランタリー・アクションとは何か

第二次世界大戦後のイギリスの福祉国家体制の礎を作った「ベヴァレッジ報告」の著者、ウィリアム・ベヴァレッジは、ボランタリー・アクションを「国家の権力を振るういかなる公共事業体の監督の下に置かれない活動」であり「自分自身や自分の仲間の生活状態を改良するために、市民が自らの家の外で行う」活動と定義している（Beveridge 1949:8）。

また彼はボランタリー・アクションには Mutual Aid（相互扶助）と Philanthropy（博愛）の二つがある、とした。このうち前者は「不幸に対して安寧を求める気持ちと、自分の仲間も同じような必要性を持っているという認識に基づき、お互いが自分自身を助けるのを助ける」という自助組織を想定した。また、後者は「自分たちの隣人が物質的に裕福でない限り、物質的に裕福であっても精神的には落ち着かない」という「社会的良心」に基づいた活動を想定した（Beveridge 1949:8-9）。つまり前者は自分自身の問題について「何とかしたい」という動機、後者は困っている他者の問題について「放っておけない」という動機に基づいている、とまとめることが出来るだろう。

このボランタリー・アクションに関して、厚東は＜制度の未成熟＞との関係で論じている。＜制度の未成熟＞とは、「既存の制度の守備範囲を超えるような新しい問題領域が発生することによって、これまでの制度の不備が明らかになる場合」（厚東 1999:128）とした上で、厚東は次のように述べている。

「＜制度の未成熟＞のケースでは、人々は新しく生じた問題を解決するための有効な手だてに関して、社会の中に保存されてきた知識を当てにすることはできない。問題解決のためのノウハウが社会に蓄積されていない以上、人々は自分の頭で考え、自分の責任の下で試行を重ねるしかすべはない。(略) 自発性、無給性、公共性、先駆性、を備えたボランタリー・アクションが、未成熟な制度の代替となり、社会を救うのである。」（厚東 1999:128-129）

本稿では以後、障害者福祉という領域におけるボランタリー・アクションに関して論じようとしている。この領域では、＜制度の未成熟＞ゆえに、「問題解決のためのノウハウが社会に蓄積されていない」状態が続いていた。その状況を変えようと、「何とかしたい」と「放っておけない」という動機に基づいて、国家権力の監督下に置かれない活動としてのボランタリー・アクションとは具体的にどのようなものだろうか。このことを検討する上で、社会起業家という補助線を引いてみたい。

II. 社会起業家について

1. 「複雑性」の三様態

ソーシャルイノベーションの事例研究から一般化に向けた洞察を行ったウェストリーらは、人間が直面する問題について「単純」「煩雑」「複雑」という三つの視点から検討している。

例えばケーキを焼く場合のように検証済みのレシピと材料・調理器具があれば簡単に再現が可能な問題は比較的「単純 (simple)」な問題である。一方、月にロケットを送るという課題は、厳密な計画や公式が必要であり、ケーキを焼くほど「単純」ではない。だが、ロケットの成功条件は毎回必ず同一であり、ひとたび成功すると高い専門性を身につけた集団になら反復は可能である。このような問題は「煩雑 (complicated)」であるとしている。他方で子育ては、レシピや厳密な計画は、部分的にしか役立たないか、時として逆効果になる。子どもを一人育てた経験は、次の子を育てる為には有用だが、同じ事を繰り返してもうまくいく保障はない。このような結果の不確実性が高く、「単純」「煩雑」な課題とは異なり、対象との相互作用が常に求められる問題をウェストリーらは「複雑 (complex)」と名付けた。その上で、ソーシャルイノベーションを成功に導く上で一番理解が不足しているのが、「複雑」な問題であるという (Westley, Zimmerman, and Patton 2007=2008:28-31)。

この「複雑」概念に関連して、アパルトヘイト解決に向けたファシリテーターであり元物理学者であるカヘンは、複雑性には3つがある、という。一つ目は「原因と結果が空間と時間に置いて遠く離れている場合」における「物理的複雑性 (dynamic complexity)」であり、「物理的複雑性の高い問題は、要素間の相互関係やシステムが全体としてどのように機能しているのかを捉えることで、システムを理解する事しかできない」(Kahane 2007=2008:50)。二つ目は、「かわる人たちが、それぞれ大きく異なる見解を持つ場合」における、「社会的複雑性 (social complexity)」であり、「社会的複雑性が高い問題は、上から権力を用いて平和的に解決することは不可能です。平和的な解決を導くためには、かわる人々が解決策を生みだし、実行することに参加しなければなりません」(Kahane 2007=2008:51) という。三つ目は「未来が予測不可能で未知なものである場合」の「生成的複雑性 (emergence complexity)」であり、「生成的な複雑性が高い問題は、過去に基づいて事前に机上で解決策を算出することは出来ません。状況が展開するのに従い、解決策を生みださなければならない」(Kahane 2007=2008:50) と述べている。

このカヘンの言う複雑性の三様態に対応するためには、どうしたらよいのだろうか？ その事について真正面に取り組んだ理論がある。

2.U 理論

第一線で活躍する 150 人以上の科学者や起業家グループへのインタビューを続けてきたオットー・シャーマーは、すぐれたイノベーションが生まれる過程を U 理論として描き出した (Senge et al. 2005=2006)。この U 理論は次の 7 つのシフトから構成されている (Scharmer 2009:39)。

- (1) ダウンローディング (Downloading) : 過去のパターンを再演する一個人の考え方の癖の枠内で世界を見る
- (2) 観察する (Seeing) : 判断を中断して、現実を新たな眼で観察するー観察されるシステムは観察者とは分離している
- (3) 感じる (Sensing) : その現場に結びつき、全体から状況に耳を傾けるー観察者と観察対象の境界はなくなり、システムがそれ自身を観察し始める
- (4) プレゼンシング (Presencing) : 未来の領域が立ち現れる、最も深い根源に結びつくー根源から展望する
- (5) 視点と意図を結晶化する (Crystallizing) : 出現を望んでいる未来から新しい何かを想起する
- (6) やってみる事によって未来を探索するために、実際のプロトタイプを作る (Prototyping) : 「全世界との対話の中にあること」を通じて新たな何かを制定する
- (7) 実践と構造基盤の中に新たな何かを奏で、具体化する (Performing and embodying) : より大きな共進化する生態系の文脈の中で新たな何かを埋め込む

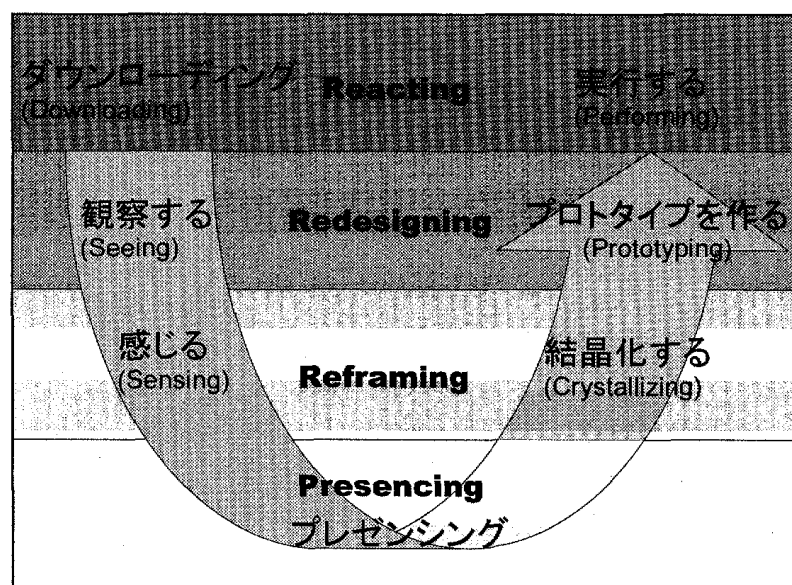


図 1 U 理論 (Scharmer (2009) の p38, p50 の二つの図を元に筆者作成)

この7段階をアルファベットのUの字に例えたのは、次のような深化と創造プロセスをUの字で象徴しようとしているからである。それは、まずUの左側として、(1) 通常の反応をする(Reacting)段階で解決出来ない問題について、(2) 設計をし直す(Redesigning)段階、(3) 枠組みを変更する(Reframe)段階を経て、(4) 出現する未来を感じる(Presencing)段階にまで掘り下げていく。その「最も深い根源」から、今度はUの右側の上昇プロセスが生まれる。具体的には、(5) 出現する未来を結晶化する(Reframe)段階、(6) 結晶化されたものを試作モデルとして現実化する(Redesigning)段階、さらには(7) その試作モデルを現実の中に普遍化させる(Reacting)段階へと高まっていく(Scharmer 2009:50)。

この際、先述の複雑性の三様態は、U理論の深化プロセスにも組み込まれている。設計をし直す(Redesigning)段階では「物理的複雑性」の課題が、枠組みを変更する(Reframe)段階では「社会的複雑性」が、出現する未来を感じる(Presencing)段階では「生成的複雑性」の問題が、それぞれ課題になっているとシャーマーは指摘する(Scharmer 2009:60)。さらにシャーマーは、まだ存在(being)していないし知られて(knowing)いない「生成的複雑性」の高い問題に対応する為には、従来の線形的な思考や視点では対応出来ない、という(Scharmer 2009:107)。

3. 複雑性と共生的価値創出

安富(2006)は「調査・計画・実行・評価」という枠組みに代表される「計画制御」を「人間の関与する事態に適用することは、原理的に不可能だ」(安富 2006:109)という。先に例示したパンを焼いたりロケットを飛ばしたりする様な「単純」「煩雑」な問題は、ある程度の解決は可能としたが、有名菓子店のケーキは再現が至難であり、ロケットは成功率が高まっても100%成功という段階に至っていない。おいしいケーキを作るためのコツは、最後には計画制御ではなく、勘や感覚に頼っている。つまり、予測出来ない特性を持つ「単純」「煩雑」ではない「複雑」な問題とは、「状況が展開するのに従い、解決策を生みださなければならない」という点で「出現する未来」や「生成的複雑性」に関わる問題である。この「生成的複雑性」を解決する為に、安富が提唱するのは、「共生的価値創出」である。

「それは働きかける側と対象になる側に切り分けるのではなく、両者を、相互に依存し、影響し合う一つのシステムとして認識しようとする姿勢である。この共生的関係を明確に認識しあいながら、そこに結ばれる新しい関係によってなんらかの新しい価値を創出することがめざすべき方向となる。」(安富 2006:128)

「原発やロケット事故の原因究明がなされると、その報告書は往々にしてそれを運用している組織の人的関係のあり方の問題を指摘する。人々のつながりのあり方と、そこで交わされるコミュニケーションの活性が成功と失敗を分けることを念頭に置けば、構築しなければならない最重要の問題がそこにあることがわかる。『共生的価値創出』活動のターゲットは、このようなコミュニケーションの活性をどのようにして実現するか、という点に求められる。」（安富 2006:129）

ロケット発射の成功であれ、おいしいケーキ作りであれ、そのノウハウや技術は、長年の試行錯誤を経た先輩から後輩へと伝承されていく。その際の「コミュニケーションの活性が成功と失敗を分ける」。であるからこそ、計画制御的なプランニングに依存するのではなく、「相互に依存し、影響し合う一つのシステム」として「コミュニケーション」の「新しい関係」から「新しい価値」を創出することが、「状況が展開するのに従い、解決策を生みださなければならない」「生成的複雑性」に関わる問題を解くために必要である。その為にも、「特定の人格のエンパワーメント」も大切である、と安富はいう。

「理念を共有する限られた人物とそのネットワークに集中的に接続し、資源を投入することで、コアとなるコミュニケーションの形態を創り出す事が第一段階の目標となる。ここに人的信頼関係を創り出し、理念を共有し、またそれを発展させ、実践する人々のネットワークを構築せねばならない。（略）敢えて言うなら、活動の目標のひとつは『特定の人格のエンパワーメント』でなければならない。」（安富 2006:131）

つまり『共生的価値創出』を産み出していくためには、一人の個人の努力ではなく、「理念を共有する限られた人物とそのネットワークに集中的に接続し、資源を投入することで、コアとなるコミュニケーションの形態を創り出す事」が、「実践する人々のネットワークを構築」での鍵、とも言えるのである。

4. 複雑な問題を解く

ソーシャルイノベーションについて我が国でいち早く研究に取り組んできた田坂広志によれば、「複雑さ」や「複雑系（complex system）」¹⁾が着目されるようになった背景には次のようなパラダイムの転換があった、という。

「近代から二十世紀に至るまでの時代において支配的であった知のパラダイムが、機械的世界観と要素還元主義を両輪とした『機械論パラダイム』

であったとするならば、二一世紀において大きな潮流となる新しい知のパラダイムは、生命的世界観と全包括主義を両輪とする『生命論パラダイム』である。」（田坂 2010:185）

その上で「複雑系の知」＝「生命論的パラダイム」の視点から、「複雑系という新しい考えは何の役に立つのか」（田坂 2010:24）を検討し、次の「7つのメッセージ」を経営者に向けて発している（田坂 2010:28）。

- (1) 全体性の知：「分析」はできない、全体を「洞察」せよ。
- (2) 創発性の知：「設計・管理」をするな、「自己組織化」を促せ。
- (3) 共鳴場の知：「情報共有」ではない、「情報共鳴」を生み出せ。
- (4) 共鳴力の知：「組織の総合力」ではない、「個人の共鳴力」である。
- (5) 共進化の知：「トップダウン」でもなく、「ボトムアップ」でもない。
- (6) 超進化の知：法則は「変わる」、そして「変えられる」。
- (7) 一回性の知：未来を「予測」するな、未来を「創造」せよ。

これまで見てきたように、この7つの知のパラダイムシフトは、安富の議論のみならず、U理論やソーシャルイノベーションとも極めて密接に結びついている。「計画制御」＝「機械論パラダイム」では、「単純」な問題には対応できても「煩雑」な問題では対応しにくく、「複雑」な問題では対応不可能となる。ソーシャルイノベーションが求められる事象というのは、無から有を生み出すプロセスだけでなく、「人々のつながりのあり方と、そこで交わされるコミュニケーションの活性」が不全状態、つまりは「物理的複雑性」に「社会的複雑性」と「生成的複雑性」が絡まりあった状態、とも言える。そうであるが故に、解決手段としては、原因と結果に単純に落とし込む（つまりは分析か設計、管理が出来ると考える）要素還元主義ではなく、洞察や自己組織化、共鳴などを重視した複雑系の知である。そして、この複雑系の知の実践例として、U理論という一つの進化・発展プロセスがある。

さて、このような「複雑」な問題に取り組む人として、本章の主題である Social entrepreneur について考えてみたい。

5. 社会起業家とは何か

Social entrepreneur とは一体なにか。このことを考えるためには、英語の Entrepreneur の意味を辿る必要がある。この言葉に最もゆかりある 20 世紀の経済学者（Dees 2001）であるシュンペーターは、Entrepreneur の役割とは何か、について次のように述べている。

「企業者²⁾の機能が、発明を利用すること、もっと一般的に言えば、新商品の生産や新方法による旧製品の生産のためにまだ試みられざる技術的可能性を利用する事、原材料の新供給源や生産物の新販路を開拓すること、産業を再組織すること等によって生産様式を革新ないし革命化することにある」
(Schumpeter 1950=1995:206)

シュンペーターは *entrepreneur* の機能を「生産様式を革新ないし革命化すること」としたが、社会起業家はどのような「生産様式を革新ないし革命化」しているのだろうか。ディーズは、シュンペーターの議論を援用しながら、社会起業家は次の5つの行動を通じて、社会セクターにおけるチェンジ・エージェントの役割を果たすという (Dees 2001:4)。

- ・ (単なる私的な価値ではなく) 社会的な価値を創造し維持する使命を採用する
- ・ そのミッションに貢献する新たなチャンスを認識し、執拗に追求する
- ・ 継続的な創造、適応、学習のプロセスに従事する
- ・ 現在手に入る資源に限定されることなく、大胆に行動する
- ・ 対象とする顧客層への、また創造する結果に対して高い説明責任を果たす

また、社会起業家へのインタビュー集をまとめた著書『世界を変える人たち』が邦訳されているジャーナリストのボーンスタインは、新刊の共著の中で、先述のディーズの定義が社会起業家の定義として最も引用されているとした上で、*social entrepreneurship* (社会起業家精神) について、次のように定義している。

「社会起業家精神とは、市民が、多くの人々にとって生活をよりよいものにするため、貧困や病気、非識字や環境破壊、人権の濫用や汚職といった社会問題を先駆的に解決する制度を作ったり作り替えたりするプロセスである」 (Bornstein&Davis 2010:1)

これまでをまとめるならば、社会起業家は様々な「社会問題を先駆的に解決する制度を作ったり作り替えたりする」「プロセス」に携わる事を通じて、新たな「社会的な価値を創造し維持する」、つまり「生産様式を革新ないし革命化する」機能を持っている人である、といえよう。

また前節までの議論と融合させるなら、現行の「計画制御」では対応出来ない「複雑」な社会問題とは、「人々のつながりのあり方と、そこで交わされるコ

コミュニケーションの活性」が不全状態、つまりは「物理的複雑性」に「社会的複雑性」と「生成的複雑性」が絡まりあった状態である。故にこれまでのやり方ではなく、「生産様式を革新ないし革命化」しないと解決しない。そのため社会起業家は、従来の要素還元主義で解決出来ない問題について、洞察や自己組織化、共鳴などを通じて「出現する未来を感じ（Presencing）」、それを「結晶化（Crystallizing）」させ、やがて「プロトタイプを作る（Prototyping）」ことを通じて社会に広め、社会を変えていく。そして、自らの仕事に科せられた「社会的な価値を創造し維持する使命」を果たすため、「新たなチャンスを認識し、執拗に追求する」。

このような社会起業家が、障害者福祉政策の領域においても存在した。次章以後、ある社会起業家の足跡を辿る事を通じて、ボランティア・アクションの未来を考える旅に船出をしたい。

III. ニィリエいう社会起業家

ノーマライゼーションという思想は、先に見た「機械論パラダイム」から「生命論パラダイム」へのパラダイムシフトのような、大きなパラダイムシフトを障害者福祉の世界にもたらした。ナショナルな政府や機関による「施設収容」以外の選択肢がない＜制度の未成熟＞な状態から、一人一人の個別具体的なニーズを適切に理解し、それに迅速かつ的確に対応するコミュニティケアの思想を生み出す原動力になった。

もちろんこのノーマライゼーションという思想が理論と実践にもたらした変化を要素還元主義的発想で分析はできない。だが、＜制度の未成熟＞な状況を変えるために社会起業家としてボランティア・アクションを展開したある人物を抜きに、この思想を考えることは出来ない。それがスウェーデン人のベンクト・ニィリエ（Bengt Nirje）である。

以下では、ニィリエが成文化したノーマライゼーションの 8 つの原理を概説した後、前章の整理に基づき、ニィリエの足跡を社会起業家というフレームワークで再文脈化してみたい。

1. ノーマライゼーション³⁾の原理とは何か

ノーマライゼーションの理念が国レベルの政策として初めて盛り込まれたのは、デンマークの「1959 年法」と言われている⁴⁾。この法律は、当時デンマーク社会省で知的障害者福祉を担当していた官僚、ニルス・エリック・バンクミケルセンによって起草された。この法律は、知的障害者に「市民的権利をほぼ全ての面において保障する」（Bank-Mikkelsen 1969:230）ものであった。

その後、「デンマークやスウェーデンなどの障害者対策に対する実際的な体験や具体的検討なかから、ノーマライゼーションに関する体系化された価値ある一般原理」(河東田 2007:297)を導き出したのが、ニリエである。スウェーデンの FUB (スウェーデン知的障害児童・青少年・成人同盟) のオンブズマン兼事務局長を 1961 年から 10 年間つとめていた彼は、精神遅滞者に関するアメリカ大統領諮問委員会からの委嘱をうけ、1969 年に「ノーマライゼーションの原理とその人間的処遇との関わり合い」と題する論文を発表した。その中でも、彼はノーマライゼーションについて以下のように定義した。

「私は、ノーマライゼーションの原理とは、社会の主流（メインストリーム）になっている規範や形態にできるだけ近い、日常生活の条件を知的障害者が得られるようにすることを意味していると理解している。」
(Nirje1993=1998: 22-23)

このニリエによる「ノーマライゼーションの 8 つの原理」は、英語で発表されたこともあり、その後、全世界に大きな影響を与えた⁵⁾。

- 1, ノーマライゼーションは、知的障害者にとっての一日のノーマルなリズムを意味している。
- 2, ノーマライゼーションはまた、ノーマルな生活上の日課も含んでいる。
- 3, ノーマライゼーションはまた、本人にとって意味のある休日や家族と一緒に過ごす日々を含む、一年のノーマルなリズムを経験することを意味する。
- 4, ノーマライゼーションはまた、ライフサイクルにおけるノーマルな発達の経験をする機会を意味している。
- 5, ノーマライゼーションの原理はまた、知的障害者本人の選択や願い、要求が可能な限り十分に考慮され、尊重されなければならないことを意味している。
- 6, ノーマライゼーションはまた、男女が共に住む世界に暮らすことを意味する。
- 7, 知的障害者にできるだけノーマルに近い生活を獲得させるための必要条件とは、ノーマルな経済水準を適用することである。
- 8, ノーマライゼーションの原理で特に重要なのは、病院、学校、グループホーム、福祉ホーム、ケア付きホームといった場所の物理的設備基準が、一般の市民の同種の施設に適用されるのと同様であるべきだという点である。

このニリエが成文化したノーマライゼーションの原理に対して、後年、誤解も含めた様々な批判が寄せられる。例えば「スカンジナビア諸国の定義に内包された『平等ではあるが分離する』というアプローチ」(Emerson 1992=1995:25)や、北欧におけるノーマライゼーション初期概念を「保護＝福祉主義」に基づく「施設福祉理論」(杉野 1992)とした批判などである。またニリエの研究を総括した Söder (2003=2008) も「成文化された原理は、分離された入所施設に特有な問題に関連していたのだ」(Söder 2003=2008:240)とした上で、「1960年代にあった問題をベースにしたイデオロギーは、1990年代の現実を解釈し処理するのに適していることはめったにないのだ」という。

本稿の目的は、ニリエの成文化した原理に対しての批判や擁護でもなく、その原理を現在に当てはめて「解釈し処理する」ことでもない。そうではなくて、前章で取り上げた「社会起業家」というコンテキストでニリエの取り組みを再解釈すると、どのような事が見えてくるのか、を検討する事である。幸いなことに、ニリエの生前最後となる著作では、自身が成文化に到るプロセスの中で、何を考え、どう取り組んで来たのか、を振り返っている (Nirje 2003=2008)。また同書の出版直後の 2004 年 1 月 18 日、筆者はニリエのウプサラの自宅に氏を訪ね、半日に渡るインタビューを行った⁶⁾。以下では同書と筆者によるインタビューデータに基づき、ニリエという社会起業家が、どのような「生成的複雑性」と闘ったのか、その上でどのような「出現する未来」に出会えたのか、そしていかなるボランティア・アクションを展開してきたのか、について検討していくこととする。ニリエは一体どのようなく制度の未成熟なケースにおける「生成的複雑性」と闘ったのであろうか。

2. ニリエが闘った生成的複雑性

1950年代のアメリカの精神病院でのフィールドワークを行ったゴッフマンは、精神病院における患者と職員の関係、および精神病院の構造そのものが、入所施設や刑務所や強制収容所、僧院などと類似していると気づいた。それらの施設を総称して全制的施設 (total institution) と名付け、その機能的特徴を分析し、次のような指摘も行っている。

「個人の自己が無力化される過程は一般に、どの全制的施設においてもかなり標準化している。この種の過程を分析することによって、われわれは、通常の営造物がその構成員に常人としての自己を維持させることを心掛けるとすれば、保証されなくてはならない仕組みはどんなものか、を知ることができるだろう。」(Goffman 1961=1984:4)

竹 端 寛

ゴフマンは「どの全制的施設においてもかなり標準化」された「個人の自己が無力化される過程」を「分析」した。ニィリエも同種の観察を、ゴフマンと同時代に行っている。

「1961年から1970年までの間に、私は数限りないスウェーデンの寄宿制の学校、児童と成人のためのランスチング（県の医療責任体）の中央組織が運営する施設など、六つの国立特別病院、さらに、いくつもの小規模ホームや入所施設を訪問した。これらすべての訪問の間中、私は常に人々の話を聞き、職員と会話し、特に入所者と話をするよう努力した。（略）そのおかげで、私は、隔離され、水面下に独自の世界をつくっている分野に関する、非常に恵まれた教育を受けることができたのだ。施設を訪問したことにより、入所者の孤独さ、計画性のない生活、単調な規則と憂うつな環境などに気づいた。」（Nirje 2003=2008:52）

ニィリエは、訪問した数限りない全制的施設で「標準化」された「個人の自己が無力化される過程」を前にして、「通常の営造物がその構成員に常人としての自己を維持させることを心掛けるとすれば、保証されなくてはならない仕組みはどんなものか」を考え始める。そして、次のような形でその「仕組み」を口に始める。

「1963年度から1966年度の間に、私は看護師、ソーシャルワーカー、親たちや政治家を含む一般市民への講演の際には、教育学的な方法をとるようにしていた。まず、ごくあたりまえの人やその家族の『ノーマルな一日』について語り、それから知的障害のある児童や青少年、成年そしてその家族が経験している一日と比較してみたのだ。同じように、両方のグループの人たちの『ノーマルな一週間』を比較してみた。さらに、引き続いて、『ノーマルな休暇』や、『ノーマルな青年時代』というように比較していった。こうすることで、両者の置かれた状況の違いを示し、障害のある人たちの状況をよりノーマルでハンディの少ないものにするためには、何を変革する必要があるかを指摘することができた。」（Nirje 2003=2008:66）

ニィリエ自身が語るように「演繹的というより、どちらかというとは帰納的」（Nirje 2003=2008:66）な方法論によって、「常人としての自己を保持させる」ために「保障されなくてはならない仕組み」が、徐々に成文化されていった。ちなみに先述のボーンスタインとデイビスは政府と社会起業家の違いを述べる中

で、前者は「政策の具体化」という演繹的手法に対して、後者は観察や経験から制度化に向かう「帰納的で外向的」アプローチである、という（Bornstein & Davis 2010:35）。ニィリエの経験からは、＜制度の未成熟＞故に「問題解決のノウハウが社会に蓄積されていない」状態にあって、「放っておけない」と思う外部者が、「数限りない」訪問や観察の中から感じた、変えなければならない「仕組み」を、「帰納的で外向的」に語り始めたプロセスを読み解くことが出来る。

3. ニィリエにおけるU理論の実際

筆者によるインタビューの中で、ニィリエはノーマライゼーション原理の生成プロセスを次のように語る。

「ノーマライゼーションの原理は 60 年代にかけて、自分の中で書き続けてきました。その中で、何かを感じ始めていました。何か大きな事を理解しつつある、と。で、完全にノーマライゼーションの原理が分かったのは、1968 年のことです。なぜならその年にアメリカに行ったからです。そしてアメリカの知的障害者がスウェーデンの知的障害者よりもっとひどい状況にあるのを見ました。また、障害者を抱える家族の問題は、スウェーデンとアメリカにおいて変わりのないことにも気づきました。」

ニィリエは既に 60 年代から「何かを感じ始めていた」。だが、それが「完全に」「わかった」のは、アメリカに出かけて、自身のスウェーデンでの経験を相対的に眺めるようになった後だった。彼は 1967 年以来、何度もアメリカに招待され、現地の入所施設の視察や関係者への講演活動を行う中で、次のように感じるようになった、という。

「私は講義、議論や講演を通じて、自分の考えや分析、表現方法を集中的に発展させる機会を得ていた。私は自分の見解の正しさに対する不信感を徐々に拭い去り、建設的な分析と批評のためのツールとして使用できるのではないかという自信を高めていった。社会におけるノーマルな生活条件を可能とするケアを、より強化しなければならない。そうすることにより、アメリカだけでなくその他の国々でも私が眼にした施設という化け物を廃止する事が可能となるのだ。」（Nirje 2003=2008:80）

ニィリエの「自分の考えや分析、表現方法を集中的に発展させ」ていったプロセスは、先に紹介した U 理論を彷彿とさせる。彼は訪米以前から、全制的施

設で「標準化」された「個人の自己が無力化される過程」や「常人としての自己を維持させるために保障されるべき仕組み」について、考え続けてきた。アメリカでも数多くの施設を見学する中で、「現実を新たな眼で観察する」「観察(Seeing)」から「その現場に結びつき、全体から状況に耳を傾ける」「感じる(Sensing)」のプロセスを経た。施設職員たちの「過去のパターンを再演する」「ダウンローディング(Downloading)」の限界にも気づいた。その中で、「社会におけるノーマルな生活条件を可能とするケア」という「未来の領域が立ち現れ」た。まさしくこれが「プレゼンシング(Presencing)」の瞬間だった。そして、まもなくそのU理論のプロセスを上昇していく局面が訪れる。

ニリエは1968年に精神遅滞者に関するアメリカ大統領諮問委員会から指示を受け、ワシントン DC で原稿を書き上げた。それが後に有名になる大統領諮問委員会報告書(Kugel and Wolfensberger 1969)である。その執筆意図を、彼は次のように語る。

「私は、アメリカの施設についての印象を執筆してほしいと依頼されたが、ノーマライゼーションの原理について執筆してほしいとは依頼されなかった。しかし、施設という環境で生活している知的障害者の生活状況を批判するためには、ノーマライゼーションの原理について語ることが、私にとっては必要不可欠なことだったのだ。ここで再度強調しておきたいことは、原理は、一般社会と施設内での障害者を見る見解について説明しているということだ。それは、ちょうど1枚の硬貨には裏と表があるのと同じ事なのだ。」(Nirje 2003=2008:90)

当初ニリエが大統領諮問委員会から求められていたのは、アメリカの入所施設への印象(批判)だった。だが、批判の根拠を示すためにも、彼が当時の講演で用いた「社会におけるノーマルな生活条件を可能とするケア」についての「視点と意図を結晶化する(Crystallizing)」必要性を感じていた。これが結果として8つの原理という形での「実際のプロトタイプを作る(Prototyping)」に繋がった。そして、報告書编者による「疑いようもなく、将来の知的障害者の住宅だけでなく多くのサービスに関して、ニリエのノーマライゼーションの概念についての章は本書の中で最も重要な章となっている」(Kugel and Wolfensberger 1969:385)という予言通り、ノーマライゼーション原理は1970年代以後の障害者福祉のパラダイムシフトを促し、「施設という化け物を廃止する」理論となっていく。

4. ノーマライゼーションと社会変革

ニィリエは施設廃止の流れについて、次のように振り返る。

「以前は、『ノーマル』であり、社会における知的障害者ケアの問題を解決する最高の方法であると考えられていた施設は、知的障害者や障害のある人たちの症状を改善するどころか悪化させているので、今日ではアブノーマルだと考えられている。私たちは、1960年代に、30年後にはこのような考え方をするようになり、こういった社会的発展は当然のことであり、施設は法律違反であるとまで決定する国が出てくるなどと想像することができたであろうか？」(Nirje 2003=2008:110)

このプロセスを田坂(2010)の視点を用いてまとめるならば、彼はスウェーデンとアメリカの入所施設に共通する問題全体を「洞察」することから始めた(全体性の知)。当時多くの講演や討論を通じて、単なる「情報共有」ではなく、障害者の家族や行政、支援者、あるいは政治家などと「情報共鳴」を生み出していった(共鳴場の知)。それを組織のトップや職員の立場ではなく、FUB オンブズマンという個人の共鳴力で推進した(共鳴力の知)。このノーマライゼーションの生成は、現場への洞察から帰納的に産み出されたもので、「トップダウン」でもなく、「ボトムアップ」でもない(共進化の知)。また、ニィリエはこの原理を「設計・管理」したのではなく、「自己組織化」を促し、その後の社会の変容に併せてノーマライゼーションの原理そのものを変化させていった(創発性の知と超進化の知)。そして何より、ニィリエは、施設処遇中心主義は「アブノーマル」である、という「未来」を「創造」した張本人の一人でもあった(一回性の知)。

またこの原理は、国際的な制度の創成にも大いに役だった。1967年にストックホルムで開かれた知的障害者に関する法律施行状況に関する国際連盟のシンポジウムが土台⁷⁾となり、1971年の「国連知的障害者権利宣言」や1975年の「国連障害者権利宣言」が生まれた(Nirje 2003=2008:61)。ちなみにこの障害者の権利保障の流れは、その後「国際障害者年」(1981年)、「障害者の機会均等化に関する基準規則」(1993年)を経て、「国連障害者権利条約」(2006年)に結実している。また、アメリカ・カナダ・イギリスをはじめとした欧米各国の脱施設化の流れは先の大統領諮問委員会報告書や国連の「権利宣言」に基づく部分も少なくない。我が国でも障害者福祉政策において初めて数値目標が明記された政府目標に「障害者プラン—ノーマライゼーション7ヵ年戦略」(1995年)という副題が用いられるまでになった。

「国家権力の監督下に置かれな」かったニィリエは、「施設という化け物」を

竹 端 寛

「放っておけない」という気持ちから、「問題解決のためのノウハウ」を「社会に蓄積」させる一助としてノーマライゼーションの原理を提唱した。障害者支援は入所施設支援とイコールとされていた当時の「生産様式」を「革新ないし革命化」させるイノベーションだったからこそ、その理念は結果として脱施設や障害者の権利に関する国際的な「制度」の創設・成熟へと導いた。つまりニリエは、障害者ケアの領域で社会変革をもたらした社会起業家の一人、とまとめることができるだろう。

5. ノーマライゼーション原理の限界

未来が現実のものとなった時、後知恵的に「〇〇が出来ていない」と批判するのはたやすい。それは、全制的施設がノーマルと言われていた時代背景や社会的文脈（地）を見ないで図のみを批判することではない。その点を踏まえた上で、社会起業家としてのニリエの足跡を辿る最後に、ニリエやノーマライゼーション原理の限界を示しておきたい。

ニリエは筆者によるインタビューの中で、次のように語っていた。

「私はスウェーデン人と思わないでください。私はスウェーデンへの抗議の意味で、1970年代にスウェーデンを出ていきました。スウェーデンの改革に関わっていません。私はここの障害者研究所を通じて、世界的に影響を与えてきました。日本でもノーマライゼーションの原理を広めていくためには、リーダーが必要です。学者からも、職員からも、親の会からも支えられている人。しかも、自分の信念があって、抵抗や政治家のプレッシャーに十分耐えられる強さ、それから医者グループの抵抗にも耐えられる強さ、が必要です。親の会の圧力にも耐えられる人を見つけなければなりません。」

この発言はニリエ自身のライフヒストリーと重ねて読む時、彼自身の韜晦としても読む事が出来る。ニリエはノーマライゼーションの原理の5つ目として「知的障害者本人の選択や願い、要求が可能な限り十分に考慮され、尊重されなければならない」事を示している。この原理に基づいて、実際1970年には50名の知的障害のある若者達の会議が開かれ、マスコミにも大きく取り上げられた。だが、彼はその件で保護者から批判される。

「これらの批判者は結果を信じることができず、知的障害者が自分でこういった結論を出したとは思わず、誰かに指導されコントロールされた結論

であると主張した。かれらの最終的な主張は、こういったプログラムは親たちによりコントロールされるべきであるというものだった。(略) その後、私は知的障害者にとって危険人物であると批判されることになった。『ニリエは障害者に自分で考えることを教えている！』(Nirje 2003=2008:96)

ニリエは1969年にノーマライゼーションの原理をまとめ上げるまでは、「自分の信念があって、抵抗や政治家のプレッシャーに十分耐えられる強さ、それから医者グループの抵抗にも耐えられる強さ」や「親の会の圧力にも耐えられる」強さを兼ね備えていた。だが、その後、「危険人物であると批判され」、「親の会の圧力に」耐えられなくなり、FUBを辞職してスウェーデンを出ていき、カナダのオンタリオ州保健省の精神保健部精神遅滞サービス局で仕事をする。ゆえに彼は1970年代以後のスウェーデンの改革に直接関わっていなかった。とはいえそのスウェーデンでも、ニリエが批判された30年後には、知的障害を持つ人のセルフアドボカシー(=「自分で考えること」を手助けする)グループが活発に活動するようになっていた(竹端2004)。ニリエが蒔いた種は、機が熟するまで長い時間がかかったが、スウェーデンでも着実に定着したのである(河東田2009:72)。

またノーマライゼーションの原理は、入所施設支援中心からの脱却という<制度の成熟>を導いたが、その後、新たな<制度の未成熟>に巻き込まれる事になる。折しも1970年代から、公民権運動などに影響を受けた障害当事者による自立生活運動が世界各国で生起し始める。その際、支援者中心主義から当事者中心主義へのパラダイムシフトを計ろうとした「障害の社会モデル」によって、障害を個人のインペアメントと捉え、社会の差別や障壁というディスアビリティとして捉えていないノーマライゼーション概念も、批判対象になった(杉野2007:116)。その結果、80年代以後、国際舞台でノーマライゼーションという言葉が使われなくなり、現在では、参画と平等という言葉に置き換えられるようになった。

6. ボランティア・アクションの今日的課題

ボーンスタインとデイビスは、かつての活動家(activist)と今日の社会起業家を対比させ、前者が招かれざる客として権力の外部に立っていったのに対し、後者は変化を引き起こす為、内からと外からの戦法をしばしば統合させるアプローチをとる、という点で根本的に異なるという(Bornstein&Davis 2010:40)。

ニリエへのインタビューの際、筆者は一つの問いをぶつけた。スウェーデンではノーマライゼーションの原理が、実際に知的障害者入所施設解体という

竹 端 寛

実践成果をもたらしている（竹端 2004）。一方、日本ではお題目だけは輸入されても、10 万人以上の知的障害者が今なお入所施設にいる。精神科病床の数も、人口比で日本はスウェーデンの 5 倍の数が未だにある。この状況はどうしたら変えることが出来るのだろうか？ ニィリエはこの問いに答える中で、どうしたら権力の内部から変えるかという「戦法」も語っている。

「最初私が FUB にいったときは、半日パートタイム勤務でした。だが、10 年後には、私の下には 12 名の部下が出来ました。この 12 名が、スウェーデンのいろんな職業あつせん所とか、国のやっている余暇機関とか、国の法律の草案づくりのグループとか、社会庁とか、いろんなところでネットワークを作っていました。社会大臣とも話し合いをしました。それまでに 10 年かかりました。一つのエキスパートグループ、ネットワークが意見を通して世の中を変えるまでには 10 年かかるでしょう。それから初めて実際下下部組織の社会が動いてくるまでに、さらに 10 年かかるでしょう。そして、正式に稼働するために、もう 10 年かかります。すると、次の 10 年まで何も大きなことがおこらず、1990 年代になってわっと色々なことが起こりだす。60 年代からはじまって施設解体まで 30 年かかりました。強力な、中心となるパワフルなグループ、リーダーになる人のグループを作って、どこが一番弱いとか、というところを見つけて、その一番弱いところから変えていく必要があります。」

このニィリエの発言は、先の安富が指摘した「特定の人格のエンパワーメント」とも符合する。ニィリエの下にいた 12 名の部下と彼は「理念を共有する限られた人物とそのネットワークに集中的に接続し、資源を投入することで、コアとなるコミュニケーションの形態を創り出す事」に成功した。故に、「一つのエキスパートグループ、ネットワークが意見を通して世の中を変える」ことが可能となったのである。

現在、日本の障害者福祉政策は、本稿執筆時の 2010 年 7 月現在、文字通り大きな岐路にたっている。現行法である障害者自立支援法への違憲訴訟が障害当事者等によって起こされ、政権交代した民主党政権の厚生労働大臣の下で和解し、国連障害者権利条約の批准に向けて、内閣総理大臣を本部長とした障がい者制度改革推進本部が 2009 年 12 月に発足した。そして、国レベルの検討会では初めて、委員の過半数が障害当事者及びその家族で構成される障がい者制度改革推進会議が発足し、2010 年 4 月から、自立支援法に変わる新たな「障害者総合福祉法（仮称）」制定を目指した部会も立ち上がっている⁸⁾。また、市町村

レベルに目を向けてみても、その地域における解決困難な事例を議論し、市町村での福祉を底上げする公的な議論の場として「地域自立支援協議会」という枠組みが制定され、市町村レベルでの「何とかしたい」「放っておけない」問題について、公的に議論出来る枠組みが出来た（竹端 2009）。

だが、ナショナルレベルでも、ローカルレベルでも、「特定の人格のエンパワーメント」が弱い部分が少なくない。特に東京や大阪のような大都会以外では、マイナーな障害者支援において、「コアとなるコミュニケーションの形態を創り出す」以前の状態に置かれている現場も少なくない。その解決方法についても、ニリエは著者に以下のように語っていた。

「なかなかみんなが団結しにくいならば、例えば東京や横浜は大きすぎるから、どこか一つの地域をやりなさい。どこでもいい。島でもいい。ここ、というところをすごく変えると、『あそこはすごいリーダーがいて、大きく変わっている』とみんなから注目されるようになります。」

先にニリエのスタイルは、観察や経験から制度化に向かう「帰納的」アプローチである、と整理した。この現場を変えるための「帰納的」アプローチとしてニリエが指摘している「戦法」は、「どこか一つの地域」でモデル的に始める事によって、「みんなから注目されるようになる」やり方である。ナショナルレベルは勿論のこと、ローカルレベルでは特に、「特定の人格のエンパワーメント」が弱い部分が少なくない。ゆえに、「どこか一つの地域」に内からと外からの改革のエネルギーを集中させ、そこが「大きく変わっている」ことを見せる。「生産様式を革新ないし革命化」した成果としてのモデル、つまり「実際のプロトタイプを作る（Prototyping）」ことが、「出現する未来（Presencing）」を明示化するためにも大切であり、それは何も東京や横浜といった先進地である必要はないのである。社会起業家としてのニリエの叡智は、日本の障害者福祉領域におけるボランティア・アクションの今日的課題をも射程に入れていると言える。

IV. ボランティア・アクションの未来

ニリエは、入所施設での処遇が「ノーマル」と言われ、それ以外の「問題解決のためのノウハウが社会に蓄積されていない」＜制度の未成熟＞状態と向きあってきた。この状態は、「過去に基づいて事前に机上で解決策を算出することは出来」ず、「状況が展開するのに従い、解決策を生みださなければならない」「生成的複雑性」を持っていた。だが彼は、「何とかしたい」と「放っておけない」という動機に基づいて、知的障害を持つ「自分の仲間の生活状態を改良す

るために」「国家権力の監督下に置かれない活動」としてのボランタリー・アクションを始めた。現場に「数限りない」訪問や観察を繰り返す中で、問題の本質を洞察し、一般市民の「ノーマル」な生活と対比するというノーマライゼーション原理が立ち現れ（**Presencing**）、それを人々の前で語る中で結晶化（**Crystallizing**）し、やがて8つの原理というプロトタイプを作り（**Prototyping**）、世界中に広めていく。これは、「帰納的」に「生産様式を革新ないし革命化」していったプロセスでもあった。その革命化された「生産様式」である「ノーマライゼーションの原理」は、当時の世界中の障害者福祉政策にパラダイムシフトをもたらし、脱施設化の流れを創り出した。また、彼自身、この原理の創出を通じて＜制度の未成熟＞な状態を打破する事に貢献した、という点で、「社会的な価値を創造し維持する使命」を果たすため、「新たなチャンスを認識し、執拗に追求する」社会起業家であった、とまとめることが出来るだろう。

ニリエのボランタリー・アクションは、それ自体「一回性の知」であるため、マニュアル化や反復には馴染まない性質のものである。生成的複雑性も40年前と今日では大きく異なる。だが、彼のボランタリー・アクションを社会起業家のフレームを通じてトレースする事によって、彼が産み出したノーマライゼーションの原理というソーシャルイノベーションの生成の秘密を垣間見る事は出来た。

後進の私たちは、この彼の実践の秘密から、今日の＜制度の未成熟＞という複雑な問題を解くためのヒントを得られた。＜制度の未成熟＞に立ち向かうボランタリー・アクションには、「働きかける側と対象になる側に切り分けるのではなく、両者を、相互に依存し、影響し合う一つのシステムとして認識しようとする」「洞察」の姿勢が求められる。その上で、「当該領域がシステムとして再生産しつつけるため」の新しい「秩序」という「未来の領域が立ち現れる」

（**Presencing**）瞬間を捉える必要がある。ただ、この瞬間を独り占めしてはならない。立ち現れた「理念を共有する限られた人物とそのネットワークに集中的に接続し、資源を投入することで、コアとなるコミュニケーションの形態を創り出す事」が求められる。このことから、新たな「秩序」形成に向けた「結晶化」と「プロトタイプ」が生まれ、やがてそれが各地に伝播していく。ボランタリー・アクションとはそのような社会変革の芽を産み育てるプロセスなのかもしれない。

なお、「ボランティアの未来」という特集の性質上、筆者も確定した過去ではなく、不確実な未来に向けての跳躍を、本論文では試みた。「複雑さ」の問題をどう捉え、解釈するかについての理論的考察や、制度とボランタリー・アクションの関係についての突っ込んだ議論は、紙幅の関係上、十分に出来なかった。これらは筆者自身の未来の課題としたい。

＊本論文は平成 22 年度科学研究費補助金（若手研究（B））「社会資源の開発に向けた支援者エンパワメントに関する研究」の研究成果の一部である。

【注】

- 1) 「多数の異質な要素が複雑に絡みあい、相互作用しながら一つにまとまっているようなシステム。それぞれの要素からは予測できない特性が出現したり、微細な変化が系全体の激動をひき起こしたりする。脳神経系・生態系・株価変動システムの類。」（広辞苑）
- 2) ここで着目すべきは、上記に引用した日本語訳者は *the function of entrepreneurs* を「企業者の機能」と訳している点である。*entrepreneur* には、「企業家、革新者、事業家」といった意味がある（新英和大辞典）が、日本語で「企業家」とは「営利のため、自ら経営・指揮の任に当たって生産を行う人」を指すのに対して、「起業家」とは「新しい事業を起こす人」という別の意味を指している（広辞苑）。本稿では「営利のため」ではない「起業家」に焦点を当てるため、以下、*Social entrepreneur* を「社会起業家」と呼ぶ事にする。
- 3) *Normalization* については、和訳で「ノーマライゼーション」と「ノーマリゼーション」という二つが主に使われている。筆者は、ニリエの主要著書の和訳に「ノーマライゼーション」と用いられていることから、以後「ノーマライゼーション」と表記する。
- 4) これまではこの 1959 年法がノーマライゼーションの源流、と見なされていた。だが、河東田（2009）によれば、スウェーデンでは 1946 年の段階で既にこの言葉が政府の報告書に記載されていた、という。ただ、本稿の目的は、史実に関する詳細な議論や論争ではなく、当該箇所での言及はあくまでもノーマライゼーション思想の包括的理解を進めるための記述であり、また一般に理解されている内容に添った記述にしているため、敢えてバンクミケルセンの記述から説明を始めることとする。
- 5) 以下の 1969 年版の 8 つの原理は、Nirje（1993=1998）に基づきながら、その一部は Kugel and Wolfensberger（1969）に掲載されているニリエの原著論文も参照し、筆者なりに一部訳し直している。
- 6) ニリエのインタビューも含めたこのときの調査結果は竹端（2004）を参照。
- 7) ニリエはこの流れを次のように振り返っている。「このシンポジウムは、国際連盟の歴史から見ても画期的なことだったのだ。シンポジウムにおける発言を分析した学生達は『ノーマルな状況』という表現に何回も出くわすことになった。さらに、このシンポジウムで取り上げられた、人間としての権利をも含めての主要項目をも何度も目にすることになった。ストックホルム

のシンポジウムの結果、国際連盟は、1968年のイエルサレムでの国際会議向けに、『慈善から権利へ』というスローガンを採択することになった。そして、ストックホルムでの活動はイエルサレムで決定された知的障害者の権利宣言の基本として選択された。さらに、この権利宣言は、フランスの提案により国連でも検討され、1971年の知的障害者の権利に関する国連憲章の基礎的資料となった。」(Nirje 2003=2008:61)

- 8) この中では、障害者の地域移行や地域生活支援などを具体的にどう進めていくのか、が議論の主題となっており、2013年夏の新法制定に向けて急ピッチで議論が進んでいる。

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/kaikaku.html>

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/index.html>

【引用文献】

- Bank-Mikkelsen, Niels Erick. 1969. A Metropolitan Area in Denmark: Copenhagen. Kugel, Robert B. and Wolfensberger, Wolf. Eds.. *Changing patterns in residential services for the mentally retarded*. President's Committee on Mental Retardation.
- Beveridge, William Henry. 1949. *Voluntary Action: a report on methods of social advance*. George Allen & Unwin.
- Bornstein, David. and Davis, Susan. 2010. *Social Entrepreneurship: What everyone needs to know*. Oxford University Press.
- Dees, J Gregory. 2001. *The Meaning of Social Entrepreneurship*.
http://www.caseatduke.org/documents/dees_sedef.pdf
- Emerson, Eric. 1992. What is Normalisation? in Brown, Hilary and Smith, Helen eds. *Normalisation: a reader for the nineties*. Tavistock/Routledge. (村上武志訳. 1994. ノーマライゼーションとは何か. 中園康夫、小田兼三監訳. ノーマライゼーションの展開. 学苑社)
- Goffman, Erving. 1961. *Asylums: essays on the social situation of mental patients and other inmates*. Doubleday. (石黒毅訳. 1984. アサイラムー施設被収容者の日常生活. 誠信書房.)
- Kahane, Adam. 2007. *Solving tough problems : An open way of talking, listening, and creating new realities*. Berrett-Koehler Pub (ヒューマンバリュー訳. 2008. 手ごわい問題は、対話で解決する. ヒューマンバリュー.)
- 河東田博. 2007. ノーマライゼーション. 仲村優一、一番ヶ瀬康子、右田紀久恵監修. エンサイクロペディア社会福祉学. 中央法規. 296-299.
- 河東田博. 2009. ノーマライゼーション原理とは何か: 人権と共生の原理の探求. 現代書館.

- Kugel, Robert B. and Wolfensberger, Wolf. 1969. *Changing patterns in residential services for the mentally retarded*. President's Committee on Mental Retardation.
- 厚東洋輔. 1999. ボランティア活動と市民運動. *奈良女子大学社会学論集* (6): 125-141.
- Nirje, Bengt. 1993. *The Normalization Principle Papers*. (河東田博、橋本由紀子、杉田穂子訳編. 1998. *ノーマライゼーションの原理*. 現代書館.)
- Nirje, Bengt. 2003. *Normaliseringsprincipen*. Studentlitteratur. (ハンソン友子訳. 2008. *再考・ノーマライゼーションの原理：その広がりとの現代的意義*. 現代書館.)
- Scharmer, C. Otto. 2009. *Theory U: Leading from the Future as It Emerges : The Social Technology of Presencing*. Berrett-Koehler Pub.
- Schumpeter. Joseph Alois. 1950. *Capitalism, Socialism, and Democracy, Third Edition*, Harper and Row. (中山伊知郎、東畑精一訳. 1995. *新装版 資本主義・社会主義・民主主義*. 東洋経済新報社.)
- Senge, Peter M., Scharmer, C. Otto., Jaworski, Joseph., Flowers, Betty Sue. 2005. *Presence: An Exploration of Profound Change in People, Organizations, and Society*. Broadway Business. (野中郁次郎監訳. 2006. *出現する未来*. 講談社.)
- Söder, Marten. 2003. Background. in Nirje, Bengt. 2003. *Normaliseringsprincipen*. Studentlitteratur. (ハンソン友子訳. 2008. *再考・ノーマライゼーションの原理：その広がりとの現代的意義*. 現代書館.)
- 杉野昭博. 1992. 「ノーマライゼーション」の初期概念とその変容. *社会福祉学* 33(2):187-203.
- 杉野昭博. 2007. *障害学*. 東京大学出版会.
- 竹端寛. 2004. スウェーデンではノーマライゼーションがどこまで浸透したか？—グリンデン協会における self advocacy のあり方とイエテボリ市における地域生活支援ネットワーク調査に基づいて—. 平成 15 年度厚生労働科学研究障害保健福祉総合研究推進事業日本人研究者派遣報告書.
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/other/takebata.html>
- 竹端寛. 2009. 福祉行政職員のエンパワメント研修. *山梨学院大学『法学論集』* 63: 318-358.
- 田坂広志. 2010. *まず、世界観を変えよ—複雑系のマネジメント*. 英治出版.
- Westley, Frances; Zimmerman, Brenda, and Patton, Michael Quinn. 2007. *Getting to maybe : how the world is changed*. Vintage Canada (東出顕子訳. 2008. *誰が世界を変えるのか：ソーシャルイノベーションはここから始まる*. 英治出版.)
- 安富歩. 2006. *複雑さを生きる*. 岩波書店.

The future of the voluntary action: from the perspective of social entrepreneur in the disability policy

Hiroshi TAKEBATA
(Yamanashi Gakuin University)

Abstract

In order to consider the future of voluntary action, this paper analyzed the process of one social entrepreneur in a disability policy. Bengt Nirje is the practitioner who conceptualized “the Normalization principle” and brought the global paradigm shift to the disability policy : of those days 1970’s. Those days, while the exclusion in with a total institution was considered to be "Normal", it was in the state of an "immature system" without any other support policy. In order to change the problematic situation, he visited those institutions repeatedly and sensed the essence of the problems from the field. He discovered the essence of “the Normalization principle” while contrasting with the life with a "normal" average citizen from sensing from the field. Through telling comparison of both lives, he crystallized the concept, made a prototype called eight principles, and spread them all over the world. This process was able to be regarded as the practice of the social entrepreneur who brought about the social change, when interpreted in a complexity system model or Theory U. How should it be with the future of voluntary action which fights against "immature system" today? The hint has been held through the re-interpretation of Nirje’s practice.

Key words : voluntary action, social entrepreneur, normalization, a complexity system, Theory U